

議案第6号

南風原町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進審議会設置条例

南風原町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進審議会設置条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

（提案理由）

南風原町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進方針に基づき、本町の自治体DXを推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、南風原町の附属機関として、南風原町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進審議会を設置する必要があるため提案する。

南風原町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進審議会設置条例

（設置）

第1条 本町の自治体デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進に関する提言を行うため、南風原町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）DXの推進に関すること。
- （2）その他DX推進のために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）識見を有する者
- （2）町内に住所を有する者
- （3）町内事業所に勤務する者
- （4）その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

（報酬等）

第5条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年南風原村条例第27号）の規定による。

（委員長及び副委員長）

第6条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前に行われる会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等)

第8条 審議会は、必要に応じ、町に対し資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。